

2 川総企第 4 3 号
令和 2 年 5 月 1 1 日

川崎市政策評価審査委員会
委員 各位

川崎市政策評価審査委員会
委員長 川崎 一泰

令和 2 年度第 1 回川崎市政策評価審査委員会の書面による開催について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 1 日付け 2 川総企第 3 9 号にて委員の皆様にお諮りした「令和 2 年度第 1 回川崎市政策評価審査委員会の書面による開催の可否」につきましては、全会一致で承認をいただきました。

つきましては、標記の委員会を別紙の決議の方法により書面開催いたしますので、次のとおり、御意見を御提出くださいますようお願い申し上げます。

1 決議事項

別紙の「3 決議事項」のとおり

2 意見の提出方法

別添の「決議事項に対する意見書」により、事務局あて、電子メールにより御提出ください。

3 意見の提出期限

令和 2 年 5 月 1 3 日（水）

【事務局】

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課 小林・佐柄担当

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 0 2 4

メール 17kityo@city.kawasaki.jp

令和2年度第1回川崎市政策評価審査委員会の書面による開催における決議の方法

1 議題

- (1) 部会の審議の進め方について
- (2) 部会で重点的に審議する施策の選定について
- (3) その他

2 会議資料

- 資料1 川崎市政策評価審査委員会・部会構成
- 資料2 川崎市政策評価審査委員会 各部会における施策一覧
- 資料3 外部評価における部会の役割と進め方
- 資料4-1 部会資料イメージ（第1期実施計画総括評価時部会プレゼン資料）
- 資料4-2 審議結果の取りまとめイメージ（第1期実施計画総括評価）
- 資料5 部会での審議対象施策選定の考え方
- 資料6 施策・成果指標の達成状況等一覧（第2期実施計画中間評価）
- 資料7 令和2年度川崎市政策評価審査委員会部会 審議案件候補一覧
- 資料8 令和元年度 川崎市総合計画の施策・事務事業対応表

3 決議事項

- (1) 各部会の部会長について、資料1のとおりとすること。
- (2) 部会の審議について、第1期同様に資料4-1のようなプレゼン資料を用いて進めるとともに、審議結果についても第1期同様に資料4-2のような形で取りまとめること。
- (3) 部会で重点的に審議する施策について、資料7の「2期中間」の欄に「◎」を付した計12の施策とすること。

4 決議の方法

- (1) 書面送付
5月11日（月）
- (2) 送付方法
事務局から各委員あてに電子メールにて送付する。
- (3) 返信期日
5月13日（水）
- (4) 返信方法
別添の「決議事項に対する意見書」により、事務局あて、電子メールにて返信する。
- (5) 書面開催の成立要件
期日までに委員の半数以上から返信があれば、会議が開催されたものとする。
- (6) 決議の方法
期日までに返信のあった委員の過半数の承認をもって決するものとする。
- (7) その他
事務局は、返信期日後、各委員の各決議事項に対する承認・不承認及び意見を取りまとめ、5月15日（金）を目途に全委員に報告する。なお、各委員から事前にいただいた御意見については、書面開催における委員意見として取り扱うものとする。

令和2年度第1回川崎市政策評価審査委員会の 決議事項に対する意見書

令和2年 5月●●日

川崎市政策評価審査委員会
委員長 川崎 一泰 様

委員氏名 ●● ●●

令和2年度第1回川崎市政策評価審査委員会の決議事項について、次のとおり意見を提出します。

1 決議事項1について

各部会の部会長について、資料1のとおりとすることを、

- 承認します。
- 承認しません。

(意見)

2 決議事項2について

部会の審議について、第1期同様に資料4-1のようなプレゼン資料を用いて進めるとともに、審議結果についても第1期同様に資料4-2のような形で取りまとめることを、

- 承認します。
- 承認しません。

(意見)

3 決議事項3について

部会で重点的に審議する施策について、資料7の「2期中間」の欄に「◎」を付した計12の施策とすることを、

- 承認します。
- 承認しません。

(意見)